

地域計画書【取組個票】

個票番号	1
取組の名称	土壌・生育診断の推進支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、土壌又は生育診断の実施に要する費用の支援を通じて、適正施肥の推進を図る。
取組内容	<p>①土壌診断又は生育診断を行うサービス提供事業者（以下「サービス提供事業者」という。）が、同サービスの利用を希望する地域の農業者と契約を締結した場合、契約料金の一部を支援する。</p> <p>②地域の農業者の組織する団体が、サービス提供事業者と契約を締結した場合、契約料金の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年3月末日までのサービス利用料に係るものに限る。</li> <li>・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。</li> </ul>
交付対象者	<p>①サービス提供事業者</p> <p>②地域の農業者の組織する団体</p> <p>※複数の申請があった場合は、必要に応じて、参加農業者数等を踏まえて選定する。</p>
交付単価	契約料金の1/2以内
取組実績の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を活用して実施するサービスの顧客リスト</li> <li>・サービスを契約した又は契約することが確実なこと、契約期間、契約日、契約額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等）</li> <li>・（①の場合）契約料金及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類等</li> </ul>

(別紙)

「土壌・生育診断の推進」における交付の条件

個票番号1の「土壌・生育診断の推進」において、サービス提供事業者を交付対象者とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

1 契約料金

契約料金は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) サービス提供事業者が、本要領の施行日時点で設定していた料金以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で提供されている同様のサービスの料金と比較して、同等の料金であることを証明できること。ただし、同様のサービスが地域内で提供されていない場合は、近隣地域で提供されている料金と比較するものとする。

2 農業者が負担する金額

契約料金を支払う際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす契約料金から本交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)